

平成28年(ワ)第2407号 自衛隊南スーダンPKO派遣差止等請求事件

原告 平和子

被告 国

求釈明申立書

2017(平成29)年 2月21日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 池 田 賢 太

原告は、以下のとおり、被告に対し釈明を求める。

第1 釈明を求める事項

- 1 被告は、請求原因事実に対して、具体的に認否すること
- 2 南スーダンPKO派遣部隊の日々報告(甲A69乃至74)及びモーニングレポート(甲A75乃至78)につき、黒塗り部分を外し、その全てを全面的に開示すること

第2 釈明を求める理由

- 1 被告は、答弁書において、本訴訟で中心的な争点の一つである南スーダンの情勢、具体的活動内容について「現時点において認否の要を認めない」などと述べ、請求原因事実に対し、具体的な認否を行わない。

2 原告の2017年2月17日付け準備書面1では、この間の新聞報道に加え、隠ぺいされていた日々報告とモーニングレポート入手し、それに基づく事実主張を行った（甲A69号証以下）。

これらは、黒塗りが施され、その根幹にかかわる部分については情報が開示されていない。しかし、その記載から読み取ることができる部分に限っても、日本のPKO参加5原則を満たしていないこと、現場の自衛官が戦闘行為に巻き込まれ、生命の危険にさらされていることは、明らかである。

3 被告は、自らが正当と信じてなしている政策について、主権者である国民から差止及び国家賠償請求という形で憲法違反、法令違反の疑義を突き付けられているのである。被告は、主権者国民に対し、積極的に事実を認否し、情報を開示したうえで、自らの正当性を正面から主張立証すべきであり、それが国としての責務である。

4 よって、原告は、次回期日までに明らかにすることを求める。

以 上